



高齢者交通安全情報 ネットワークみやざき



令和元年
第10号
令和元年10月28日発行
■宮崎県警察本部交通企画課
宮崎市旭1丁目8番28号
TEL 0985(31)0110

スマホ・携帯電話等の「ながら運転」の罰則が強化されます！

令和元年12月1日から施行されます



●携帯電話使用等（保持）

罰則～ 6 月以下の懲役または10万円以下の罰金
(改正前 5 万円以下の罰金)

違反点数～ 3 点 (改正前 1点)

反則金～大型車	2万5千円	(改正前	7千円)
普通車	1万8千円	(改正前	6千円)
二輪車	1万5千円	(改正前	6千円)
原付	1万2千円	(改正前	5千円)

※「保持」とは、運転中に携帯電話やスマホを手を持って、通話や画像を注視したり、カーナビ等の画面を注視する行為をいいます

●携帯電話使用等（交通の危険）

罰則～ 1 年以下の懲役または30万円以下の罰金
(改正前 3 月以下の懲役
または 5 万円以下の罰金)

違反点数～ 6 点 (改正前 2点)

※「交通の危険」とは、運転中に携帯電話等の使用により交通事故を起こしたり、道路交通に具体的な危険を生じさせた場合をいいます

運転者のみなさんへ

●運転中はスマホや携帯電話を使用しないことはもちろんのこと、脇見などをせず緊張感を持った運転をしましょう



歩行者のみなさんへ

●道路を横断する際は、左右を十分に確認して横断しましょう
●夜間などは、明るい服装と反射材着用で歩行しましょう

